第7章

子どもの貧困施策が生活保護世帯の高校進学率に与える影響

松尾 優里

要約

本稿では、各都道府県が講じた独自の貧困施策が生活保護世帯の高校進学率にもたらす効果について検証する。貧困の環境要因に対しては様々な文献で研究がなされているが、貧困の歯止めとなる施策の分析はあまり進められていない。そこで本稿は、貧困の連鎖が続く現状の打開策を生活保護世帯の高校進学率の上昇と考え、それを促進させるための施策を検討した。重回帰分析を用いて分析した結果、高校就学費などの金銭的援助施策のみが高校進学変化率に正の効果をもたらすことが判明した。ここから高校進学率の上昇を促進させるためには、金銭的援助のような親と子の両方にゆとりを与える内容を組み込む必要があると考察できた。以上を踏まえて、今後の研究では貧困の連鎖と生活保護世帯の高校進学率の関連性について分析していく必要がある。

1. はじめに

日本では6人に1人の子どもが相対的貧困⁴⁸を抱えている。2017 年度のOECD(経済協力開発機構)の調査によれば、日本は先進国 35 か国中7番目に相対的貧困率が高い。先進国の中でも深刻化しており、貧困が連鎖する可能性が非常に高いと言われている。具体的に連鎖とは、経済的に圧迫された家庭に子どもができたとしても充分な学力が得られないまま大人になり、自身の親と同じような状況に立たされてしまうことの繰り返しを指す。このまま連鎖が続けば、非正規雇用や低収入労働者の増加に発展し、地域や社会の金銭的負担の増大によって社会的損失が膨らむ。実際、2017年時点で予想されている社会損失額は約43兆円にも昇る。同時に、至るところで推進されている持続可能な発展も難化し、国全体の成長が滞る可能性が高まるとも言われている。

このような事態を受けて、国は2014年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」49を

⁴⁸ 国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のことを指す。所得で言い換えると、世帯所得が国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態のことを言う。

⁴⁹ 子どもの貧困が社会問題化する事態を受けて、子どもの貧困に対する国の基本指針や責任を示した法律。さらに都道府県・市町村などの各自治体は子どもの貧困対策に関する計画を策定する努力義務が課している。また、5年に一度、政府によって「子どもの貧困対策に

施行した。前述の法律を踏まえて、同年には「子どもの貧困対策に関する大綱」50が閣議決定されている。そうした事態を受けて2014年以降、各都道府県も子どもの貧困対策計画を徐々に打ち立て始めた。それらを調べてみると、2015年12月時点では約22県が策定済みであり、2018年時点では全都道府県が策定を完了させていた。こうした動きが功を成したか否かは検証が必要だが、現状、日本の子どもの相対的貧困率は図1のように減少傾向に向かっている。

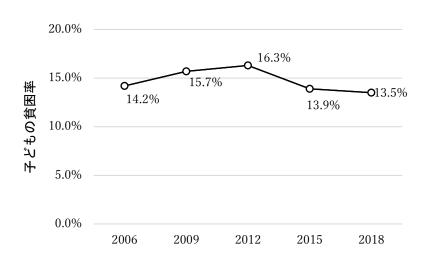


図1 子どもの貧困率の推移51

ゆえに本稿では、前述した貧困対策が貧困連鎖の歯止めに本当に効果があるのかを考察するために、生活保護世帯の高校進学率が上昇すれば貧困の連鎖を断ち切ることができると仮定して貧困対策と高校進学変化率の関係性を検討する。具体的に、各都道府県の貧困対策の策定時期と対策の中に記載されている金銭的援助・非金銭的援助施策の一部を指標化し、重回帰分析を用いて、生活保護世帯の高校進学上昇率との関係性を検証した。すると、研究では金銭的援助施策のみ効果があると明らかにされた。この結果から生活保護世帯の経済・労働状況を支える金銭的援助が生活保護世帯の高校進学を促し、貧困の連鎖に歯止めをかける可能性が考えられる。

2. 先行研究

先行研究においては、子どもの貧困の要因を所属世帯の経済・労働状況と仮定している文

関する大綱」を作成することを定めている。

⁵⁰ 国が子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組み。

⁵¹ 出典:厚生労働省『国民生活基礎調査 2008-2018』。

献が多く見られた。具体的に言い換えれば、子どもたちの学習能力や教育に問題があるとい うよりも子どもたちを取り巻く環境格差によって貧困が発生しているということである。

実際に、鈴木・田辺(2019)では子どもの貧困要因を非線形重回帰分析で検証している。 彼らは、子どもの貧困率と国勢調査などをもとに(1)人口・世帯(2)経済・労働(3) 教育・福祉の3分野に分けた指標の関係性を分析し、母子世帯数や子どもの数、失業率が統 計的に有意であることを示している。この分析結果に基づけば、子どもの貧困には親の経 済・労働環境が大きく影響している可能性が高いと考えられる。

上記の検証をもとに研究対象となる子どもたちを取り巻く環境について調べてみると、世帯の経済・労働状況によって変化する対象に家庭環境を上げる先行研究が多かった。野崎・樋口・中室・妹尾(2018)では、親の所得や家庭背景と子どもの学力の関係性について分析をしている。彼らの結果では、等価可処分所得52が学力に正の効果をもたらすことを示された。ゆえに、ここでも多くの文献と同様に世帯の経済・労働状況が厳しいほど、学力の上昇が見込みにくいと検証された。また、明坂・伊藤・大竹(2017)では世帯主の学歴や就業状態と子どもの貧困の関係について、ロジット分析を用いて検証している。ここでも両親の学歴が低く、低収入であるほど子どもの貧困であるという結果を明らかにした。同時に高校就学率と貧困の関係性も検証し、貧困であればあるほど就学率も低いという結果を示した。

以上の先行研究を参考にすると、経済・労働困難が学力低下に繋がり、貧困の連鎖として 続いていくと予想される。では、連鎖を断ち切るためには何が必要であるのか。それを考察 する上では、戸室(2016)を参考にできるだろう。彼の研究では都道府県別貧困率の最新の 推移を明らかにし、検討結果を示している。推移より子どもの貧困は全国レベルで拡大傾向 にあり、国全体の問題であると明らかにされた。ゆえに、戸室は国・地域レベルで貧困解決 に取り組む必要性について言及している。

現状、全国レベルで社会問題と化している子どもの貧困を解決するためには、やはり国や都道府県の介入が必要不可欠である可能性は高い。その場合、多くの文献で言及されていたように、経済・労働面または学習面でのアプローチが重要になってくると考えられる。しかし、現在の日本は小学校と中学校のみを義務教育とし、高校・大学への進学は義務としていない。そのため中学校を卒業して就職した者と、より高度な知識を得ることができる高校・大学に進学した者の間には、差ができてしまうことは否定できない。そこで、本研究では大学進学においても、過程として必要不可欠な高校進学に焦点を当てた。加えて、戸室(2016)で提言されていた国・地域レベルでの貧困解決に着目し、国が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で子どもの貧困対策計画策定を努力義務と定めた各都道府県の独自貧困施策を用いて、前述の高校進学率との関係性を見出していく。

以上を踏まえて、各先行研究を参考にしながら分析を進め、貧困の連鎖に歯止めをかける 提言を導き出していく。

87

⁵² 世帯の手取り収入を世帯人員の生活水準を表すように調整した所得のこと。

3. 理論仮説

生活保護世帯の高校進学率の上昇に有効な施策は何か。従来の研究では、子どもの学力が世帯の経済・労働環境に左右されると示されていた。具体的には、世帯の経済状況が逼迫することで、十分な教育投資が行き届かず、教育達成に格差が出ると明らかにされている(加藤・千葉 2019)。そして、このような負のスパイラルから貧困下にいる子どもたちが抜け出せず、現在の貧困連鎖に発展したと考えられる。しかし、2014年に国が施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を皮切りに各都道府県が子どもの貧困対策計画53策定に乗り出したことから、2015年以降の子どもの貧困率が減少傾向にあることは前述の通りである。ゆえに、子どもの貧困にアプローチした貧困対策が子どもの学力向上の打ち手として、有効である可能性が考えられる。以上の考え方を大枠として、より細やかな理論仮説を展開していく。

まず前述した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、貧困状況にある子どもの環境 整備や教育の機会均等など、子どもの貧困に対して国が考える基本理念や国の責務を定め た法律である。同時に同法律では、努力義務ではあるが各都道府県にも子どもの貧困対策計 画を推進するように示唆している。ゆえに同法律の施行を境に、各都道府県が本格的に子ど もの貧困対策計画の策定を始めた。一般財団法人あすのば(2015)によれば、2015年12月 時点で、子どもの貧困対策計画を策定している都道府県は22府県だという。また、策定済 みではない道県においては策定予定が大半であると示されている。前述したように、子ども の貧困率は2015年以降から減少傾向にあるが、減少に向かい始めた年度は各都道府県が積 極的に子どもの貧困対策計画の策定に動き出した時と大体一致するように思える。貧困率 が減少したということは、貧困から抜け出せた子どもが一定数増加したと解釈した場合、子 どもの貧困対策計画の早期策定が生活保護世帯の高校進学の促進に結びついたとも考えら れる。しかし、同法人事務局長・村尾が示唆しているように早期策定された施策でも、より 具体的な政策や事業が不十分である可能性も予想できる。つまり早期策定したとしても、内 容が薄ければ大きな効果が得られないことも予期できる。 ゆえに、本稿では各都道府県の貧 困施策の施行計画期間をもとに、早期策定と高校進学率の関係性を仮説1として検証する。 そこから、子どもの貧困対策計画の有効性を再検討していく。

続いて、金銭的援助と高校進学率の関係性を仮説 2 に設定する。いくつかの文献で言及

^{53 2014}年に国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえて、各都道府県が策定に踏み込んだ子どもの貧困解決のための対策計画。貧困連鎖や教育格差を防ぐために比較的に実効性の高い施策を盛り込んでいるが、対策計画の中身は各都道府県で異なり、高校奨学金など子どもにむけたサポートから就労支援など親に向けたサポートの記載もされている。また大綱に基づいて、計画期間を4年としているため4年ごとに更新されることになっている。

されていたように、子どもの貧困には各家庭の経済・労働状況が大きく影響している。実際に鈴木ほか(2019)では、子どもの貧困率と国勢調査や社会生活統計指標から取った人口・世帯、経済・労働、教育・福祉 3 分野の説明変数 47 種類の関係性を分析し、その中でも失業率や共働き率などの経済・労働分野が最も効果が高いことを示している。また野崎ほか(2018)でも世帯の等価可処分所得によって子どもの学力が左右されると明らかにしている。具体的に彼らは国民生活基礎調査や全国学力・学習状況調査などから抽出した等価可処分所得・学校外教育支出・両親の学歴を指標化し、それらと子どもの学力の関係性を検証していた。ゆえに本稿では、所得が子どもの進学を促すと先行研究で示された分析を、金銭的援助と高校進学率に応用して考える。これについては似たような研究として、佐野・川本(2014)が挙げられる。佐野・川本は奨学金における収入基準額の変更前後をダミー変数として、これが学校基本調査より抽出した市町村別の高校生の短大・大学進学率にどのような効果をもたらすのかを検証している。結果、彼らは奨学金など金銭的援助の充実化が高校卒業者の進学確率に上昇傾向をもたらすと示唆していた。それらを踏まえて、本稿においては高校就学費などの金銭的援助の充実化が生活保護世帯の高校進学者を増加させると予想する。

次に、非金銭的援助が高校進学率にもたらす影響を考える。まず本稿で言及する非金銭的援助とは、具体的に中学校に定期配置されたカウンセラーや教育委員会が実施する教育講座など、金銭を挟まない形で親や子に新たな選択肢を示唆する取り組みのこととする。ここについては関連する先行研究は見当たらなかった。しかし、加藤ほか(2019)の研究の中で今後の研究としての記載はあった。彼らは子どもの貧困率と各家庭の養育費を教育期待として指標化し、ロジット分析を用いて検証している。分析結果では、教育期が高ければ高いほど学力が上昇し、貧困を免れると示していた。そして、貧困下の子どもには学びが将来にもたらす意義を考える機会が少ないからこそ、貧困の連鎖から脱することができないでいると考察していた。つまり加藤・千葉は金銭に関わらず、そのように考える機会を増やせば、子どもや親が教育について考えるきっかけに繋がる可能性があると示唆していた。ゆえに本研究では、こちらの考えを参照に、非金銭的援助が高校進学率の上昇を促すと予想する。以上を踏まえて、以下の仮説を検証する。

仮説1:子どもの貧困対策計画を早期策定している都道府県ほど、生活保護世帯の高校 進学率が上昇する。

仮説2:生活保護世帯に対する金銭的援助が充実すればするほど、生活保護世帯の高校 進学率が上昇する。

仮説3:生活保護世帯に対する非金銭的援助が充実すればするほど、生活保護世帯の高校進学率が上昇する。

4. データと方法

4-1. データ

本稿では後述する一部データを除いて基本的に、2014年から2017年の都道府県データを変化率として使用している。これは国が本格的に子どもの貧困解決に動き出した2014年から、全都道府県の子どもの貧困対策計画の施行が完了した2017年までを分析をすることで、施策の効果をより細やかに分析できるのではないかと考えたためである。ゆえに、本稿のターゲットは生活保護世帯の高校生とし、厚生労働省の被保護者調査を中心に検証を進め、被保護人員の全国的な割合を算出するために国勢調査も用いた。

続いて仮説ごとに使用したデータについてだが、まず仮説 1 では各都道府県の子どもの 貧困対策計画に記載されている計画年数をもとにデータセットをした。詳しい変数につい ては次章で言及する。

次に仮説 2 についてだが、金銭的援助においては生活保護世帯が対象となっている援助 については被保護者調査から、生活保護世帯以外も含まれる援助には福祉行政報告54より引 用した。

最後に仮説3については学校保健統計調査・社会教育行政調査・生活困窮者自立支援制度の実施状況調査を使用している。ゆえに先述した年度でデータを抽出しているが、仮説3の生活困窮者自立支援制度の実施状況調査のみが2017年のデータになっている。理由として、生活困窮者自立支援制度自体が2015年に施行されたため、本研究で設定した年度に該当するデータが2017年のものしか見当たらなかったためである。ただし、施行開始が2015年であるため、本研究で使用する生活困窮者自立支援制度の実施状況調査は実質2015年から2017年までのデータとして、利用しても問題はないと判断したため、同調査のみ2017年のデータを使用している。

4-2. 従属変数

従属変数は生活保護世帯の高校進学変化率とする。これは、15歳から17歳の生活保護世帯の子ども数から同世帯の高校生の割合を導き出し、2014年から2017年の変化率として算出した。通常、進学率とは中学校の卒業者数から導き出すが今回は生活保護世帯の中学卒業者数がデータとして得られなかったため、このような算出方法で分析を進める。

⁵⁴ 社会福祉行政運営の基礎資料を得ることを目的に行われる身体障害者福祉や障害者総合 支援など、社会福祉行政に関する調査。

4-3. 独立変数

独立変数において、本研究では子どもの貧困対策計画策定ダミーを設定する。こちらは、2015年で独自の子どもの貧困対策計画を施行した都道府県を 1、施行していない都道府県を 0 としたダミー変数である。2015年で区切った理由についてだが、2014年から 2017年という期間を踏まえて施策効果にかかる年月を考慮した。本研究では打ち出した施策が効果をなすまで最低でも 1年はかかると想定し、ゆとりをもって 2015年で区切ることにした。

4-4. その他の貧困施策変数

その他の貧困施策変数については前述した貧困対策計画が策定される以前からも推進され、かつ貧困対策計画の中にも盛り込まれている施策を調べ、その中から各都道府県で比較的共通となっている取り組みを指標化した。

金銭的援助には高校就学費受給人員変化率・児童扶養手当受給人員変化率を設定する。まず、高校就学費受給人員変化率については 15 歳から 17 歳の生活保護世帯の子ども数から同世帯の高校就学費受給者数の割合を算出し、その変化率を指標化した。また児童扶養受給人員変化率の方では児童扶養手当の受給資格を生活保護該当者以外も持つことから、各都道府県の人口から児童扶養手当受給者数を割り出し、その変化率を指標化した。

続いて、非金銭的援助では中学カウンセラー変化率・教育委員会開講講座変化率・就労準備実施割合・学習事業支援実施割合の4つを設定した。中学カウンセラー変化率・教育委員会開講講座変化率については、中学校に定期配置されたカウンセラーの数を変化率で表したものと、教育委員会が青少年や親を対象にして開講した支援講座数を変化率で算出した指標を使用している。就労準備実施割合55・学習事業支援実施割合56は厚生労働省の生活困窮者自立支援制度の実施状況調査をそのまま利用している。以上、本研究では表1にあるように、従属変数も合わせて8つの変数を用いて分析を進めていく。

_

⁵⁵ 就労準備支援事業実施割合は各都道府県の就労準備支援事業の実施率である。就労準備支援事業とは、一般就労にむけた準備が整っていない生活困窮者やその家族に対して、就労に従事するための準備や基礎能力の形成を計画的に支援する事業のことである。事業内容は各都道府県市町村で様々な形が取られており、横浜市などでは生活リズムを整える「生活訓練」や模擬面接や集団活動を行う「社会訓練」などが実施されている。

⁵⁶ 本稿で用いる学習事業支援実施割合は各都道府県の学習支援事業の実施率である。学習 支援事業は主に生活保護を受けるひとり親や子ども、児童扶養手当受給世帯の子どもを対 象にした学習支援・生活支援である。具体的にはコミュニティーセンターにて行う無料学習 塾や子ども食堂などが挙げられる。

表 1 変数一覧

	変数説明	出典
高校進学変化率	H26-H29における被保護の高校生進学者の変化率 (%)	被保護者調査・e-stat
貧困施策ダミー	H27時点で独自の貧困施策を施行しているか否かを都道府県ごとに区別したダミー変数	各都道府県の貧困施策
高校就学費受給人員変化率	H26-H29における被保護の高校就学費受給者の変化率(%)	被保護者調査
児童扶養手当受給人員変化率	H26-H29における児童扶養手当受給者の変化率 (%)	福祉行政報告·e-stat
中学カウンセラー変化率	H26·H29における中学校に定期配置されたカウンセラー数の変化率(%)	学校保健統計調査
教育委員会開講講座変化率	各都道府県の教育委員会が青少年や親に向けて 開講した講座数の変化率(%)	社会教育行政調査
就労準備支援実施割合	各都道府県の就労準備支援事業の実施割合 (%)	生活困窮者自立支援制度の実 施状況調査
学習事業支援実施割合	各都道府県の子どもの学習支援支援事業の実施 割合 (%)	生活困窮者自立支援制度の実 施状況調査

表2は、各変数の2014年から2017年までの変化率を記述統計として示したものである。 金銭的援助施策については都道府県ごとに大差はないが、教育委員会開講講座変化率や就 労準備支援実施割合、学習事業支援実施割合の最小値と最大値の差は極端だ。子どもの貧困 対策計画の早期策定が関係しているようにも見て取れるが、どの施策も貧困対策計画が策 定される以前から実施されていた取り組みであるため、早期策定との関連性は薄いように 考えられる。

表 2 記述統計

変数名	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
高校進学変化率	47	- 0.60	12.42	-25.50	40.64
貧困施策ダミー	47	0.91	0.28	0.00	1.00
高校就学費受給人員変化率	47	- 4.74	13.93	-37.53	35.55
児童扶養手当受給人員変化率	47	-5.51	6.12	-30.82	0.14
中学カウンセラー変化率	47	6.18	13.63	-0.24	76.75
教育委員会開講講座変化率	47	2895.32	1688.41	1116.62	11212.38
就労準備支援実施割合	47	41.87	23.14	6.00	100.00
学習事業支援実施割合	47	52.47	25.26	10.00	100.00

4-5. 分析方法

本稿では、先述した変数を使った重回帰モデルを用いて、生活保護世帯の高校進学変化率に対する貧困施策の有効性を検討する。最初に子どもの貧困対策計画の早期策定における効果を検証するため、高校進学変化率と子どもの貧困対策計画策定ダミーの単回帰分析を進める。次に、他の貧困施策変数として高校就学費受給人員変化率と児童扶養手当受給人員変化率を加えた重回帰分析で、金銭的援助の効果を推定する。金銭的援助を施策に組み込むことで、高校進学変化率にどのような有効性が出るのかを詳しく検証できる。最後に非金銭的援助として、中学カウンセラー変化率・教育委員会開講講座変化率・就労準備支援実施割合・学習事業支援実施割合を加え、重回帰分析を進める。これによって、非金銭的援助の高校進学率との関係性と貧困施策に組み込む上での有効性を推定していく。

5. 分析結果

5-1. 早期策定がもたらす効果

重回帰分析を進めた結果、表 3 のような結果が得られた。5%水準で統計的に有意であった変数は、高校就学費受給人員変化率・児童扶養手当受給人員変化率・就労準備支援実施割合の 3 つであった(児童扶養受給人員変化率は Model2 のみ 10%水準で有意)。その中で、正の効果をもたらす変数は高校就学費受給人員変化率・児童扶養手当受給人員変化率で、就労準備支援実施割合は負の効果をもたらすという結果が示された。分析結果を踏まえると、金銭的援助が生活保護世帯の高校進学に有効な効果をもたらす可能性高い。逆に Model1 より、高校進学変化率と子どもの貧困対策計画策定ダミーは統計的に有意でないため、早期策定は関係がないと言える。早期策定は生活保護世帯の高校進学変化率の上昇には関係がないと考えられる(仮説 1)。

表3 子どもの貧困施策が高校進学変化率に与える影響

	従属変数				
	高校進学変化率				
独立変数	Model 1	Model 2	Model 3		
(定数項)	0.0320	3.4026	4.3950		
	(2.4125)	(2.2725)	(5.0195)		
貧困施策ダミー	-1.4823	1.5885	2.7621		
	(3.6983)	(2.9250)	(3.0941)		
高校就学費受給人員変化率		0.4904	*** 0.4590 ***		
		(0.1168)	(0.1206)		
児童扶養手当受給人員変化率		0.4268	0.6000 *		
		(0.2597)	(0.2685)		
中学カウンセラー変化率			0.0040		
			(0.1091)		
教育委員会開講講座変化率			0.0002		
			(0.0009)		
就労準備支援実施割合			-0.1486 *		
			(0.0699)		
学習事業支援実施割合			0.0944		
			(0.0624)		
調整済みR ²	0.0036	0.4368	0.5017		
N	47	47	47		

^{(1) ***:} p < 0.001, **: p < 0.01, *: p < 0.05, †: p < 0.1

5-2. 金銭援助施策がもたらす効果

表3の Model2 に注目すると、前述したとおり高校就学費受給人員変化率が5%水準で有意、児童扶養受給人員変化率は10%水準で有意であった。ここから、金銭的援助が高校進学率に有効な効果をもたらすということが分かる(仮説2)。しかし、図2・3によると、高校就学費受給人員変化率と児童扶養受給人員変化率では前者の方が効果が大きいという結果が示された。これはおそらく生活保護受給者が児童扶養手当を受け取る場合、児童扶養手当は収入と見なされ、その分の全額を生活保護費から差し引くため、生活保護世帯の者は必ずしも児童扶養手当を受給するわけではないことが理由として予想される。ゆえに差し引きを回避するために児童扶養手当を受給しない世帯が一定数あるために、高校就学費受給人員変化率よりも有意割合が低いという結果が示されたと考察する。また、高数値を示した県と低数値を示した県が図2・3共に同じであることからも、金銭的援助と生活保護世帯の高校進学変化率に関係性があると考えられる。

⁽²⁾⁽⁾内は標準誤差。

図2 高校就学費受給人員変化率と高校進学変化率

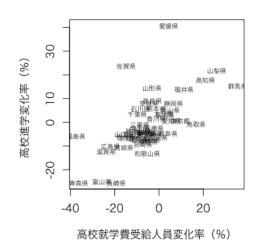
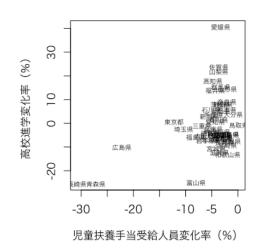


図3 児童扶養受給人員変化率と高校進学変化率



ゆえに分析結果の通りに解釈すると、「図 2・3 で高数値を示した山梨県・高知県には金銭 的援助が充実していて、低数値を示した青森県・長崎県では金銭的援助が充実していない」 ということになる。しかし、現時点でこの解釈が正しいとは言えない。そこで、各都道府県 の事例を研究して先述した解釈の是非を検討する。

まず高数値が示された山梨県・高知県についてであるが、各都道府県共に金銭的援助施策が非常に充実していた。山梨県は、他県に比べて金銭的援助施策数が多かった。同時に、育英奨学金運営費補助金や交通被災遺児就学奨励補助金など県独自の補助金が豊富であった。高知県では、高校生に対する無利子奨学金の貸与が実施されていた。この制度は高等学校等の生徒に対して、成績基準を設けていない無利子の奨学金制度である。貸与月額の選択肢もあり、高校生でも利用しやすい仕組みになっている。親ではなく高校生にも、金銭的な選択

肢を付与した政策はあまり見られなかった。以上のように、図 2・3 で高数値を示した 2 県とも県独自の取り組みがあり、かつ金銭的援助の取り組み数を増やしていたり、金銭のターゲットを子どもにしたり、様々な工夫が凝らしてあった。

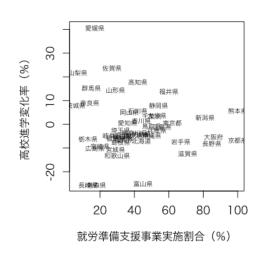
一方、青森県・長崎県についてであるが、両県ともに金銭的援助数が少ないというわけではなかった。ゆえに、先述した分析結果通りの解釈は問いの答えとしては不適切と言える。実際に、長崎県・青森県の金銭的援助施策数は高知県とあまり変わらない。けれども、施策内容においては違いがあった。2 県とも県独自の施策が見られなかった上に、それぞれの施策に制限が多く自由度があまりなかった。実際に、ひとり親の資格取得を支援する自立支援教育訓練給付金では、県が指定する教育訓練講座を受講した時のみしか受給できないことや、生活保護世帯の高校生の就労収入について収入認定は収入が大学等進学費用または学習塾に要する経費に当てられると判断できるものに限られていた。以上より本稿では、独自性または自由度の高い金銭的援助施策を設けている都道府県ほど、生活保護世帯の高校進学率は上昇傾向にあると考察する。

5-3. 非金銭援助施策がもたらす効果

表3の通り、金銭的援助が5%水準で有意であった一方で、非金銭的援助施策は就労準備支援実施割合を除き、統計的に有意でなかった。また唯一、統計的に有意と示された就労準備支援実施割合は負の効果を示していた。実際に、就労準備支援実施割合は図4の散布図でも負の広がりを見せており、実施割合が100%に近い京都府・熊本県は20%弱しかない都道府県よりも進学変化率が低い。

そこで割合が高いが進学変化率が低い京都府・熊本県と、割合が低いが進学変化率は高い愛媛県・佐賀県・群馬県の事例研究を行った。すると、全都道府県が共通の取り組みをしており、どの都道府県も特別な取り組みはしていなかった。具体的に、相談者一人ひとりに合わせて支援プランを作成し、日常生活改善やビジネスマナーの指導を行うという施策であった。では、負の効果をもたらす要因はどこにあるのか。ここで対象者に目を向けてみる。対象者は全都道府県ともに長期間休職者や引きこもり、その他様々な経済困難を抱え生活に困っている人やその家族と指定されていた。ここから生活すら危うい人が多いと推定される。とすれば、就労準備支援を受けたとしても、「生活」を確立することに手一杯で子どもの進学を支えるまでの余裕は生まれない可能性が高い。高校進学は生活環境がそれなりに整っていなければ難しい。ゆえに、就労準備支援によって、今までの生活困難が回復したとしても、それは「生活できない状態」から「生活できる状態」になっただけで、手元に入ったお金は高校進学ではなく生活費に回されるために負の効果が示されたと本研究では考察する。

図4 就労準備支援事業実施割合と高校進学変化率



また統計的に有意でなかったその他の変数についてだが、これらには高校進学が含まれる学校教育以外の役割の方に主軸をおいていることが原因に挙げられる。実際に伊藤・中村 (1998) ではスクールカウンセラーがメインで担う役割を子どもに対する心理臨床と定義している。彼らによれば、学校教育における相談事は基本的に教師が行うことになる。実際に、彼らが教師 312 名・カウンセラー108 名対して行った 47 つの役割領域に関するアンケート結果から検証した因子分析では、教師側もスクールカウンセラーに対しては心理臨床の面でのケアを優先的に進めるように求めていると示された。加えて、双方に対する期待値を比較すると、教育・心理臨床のどちらにおいても教師に求められる行為とする期待値の方が高かった。以上の分析を参考にすると、高校進学は学校教育における相談事に分類されるため、スクールカウンセラーが子どもに示唆する領域に含まれない可能性も考えられる。

教育委員会が開講する講座についても市区町村単位で社会教育や家庭教育など様々な分野に分かれており、役割が分散されているように感じた。例えば、愛知県東海市で行われていた家庭教育講座は未就学児の子どもを持つ保護者が対象となり、「家族の未来地図づくり」や「バランスボール体験」など生活保護世帯の高校進学とは因果関係がない講座が多い。静岡県島田市が実施する社会教育講座においても、「レコードコンサート」など市民協同や文化振興を目的とした講座を開講していた。

最後に学習事業支援実施割合についてであるが、学習支援事業の対象者の幅が広いことが原因に考えられる。18歳以下の子ども全員を対象とした上に居場所提供や生活支援など学習以外の事業も支援するために役割領域が広い。以上より、役割領域の広い非金銭的援助を豊富にしても高校進学率の上昇に効果はないと考察する(仮説 3)。

6. 結論

6-1. 考察

本稿では、都道府県独自の子どもの貧困対策計画を参照に、その中の取り組みが生活保護 世帯の高校進学変化率にもたらす効果を検証した。その結果、同対策計画の早期策定や中学 カウンセラーなどの非金銭的援助施策は効果を持たず、高校就学費などの金銭的援助施策 が進学率の上昇に影響を与えるということが明らかになった。

6-2. 考察と提言

分析結果や事例研究結果を踏まえて、本稿では「独自性または自由度の高い金銭的援助施 策の拡充」が必要だと考える。

その上で本稿は、今後の研究で進めるべき事項を以下4つと考察する。

- 1. 子どもの貧困対策計画に組み込まれている独自施策の検証。
- 2. 高校進学率の上昇地域と減少地域における詳細な事例研究。
- 3. 高校進学率に有効である可能性を持つ非金銭的援助施策の再精査。
- 4. 生活保護世帯の高校進学者が本当に貧困の連鎖から脱出しているか否かの検証。

1については、今回の研究では子どもの貧困対策計画の早期策定か否かでしか検討をしていない。加えて、高校就学費やカウンセラーの配置を始め他の施策変数は同貧困計画に含まれてはいたが、策定以前から実施されていた施策であった。ゆえに、今後は子どもの貧困対策計画の中にしかない独自施策の効果を検討する必要がある。

2 では、今回は金銭的援助施策の充実度に限定して事例研究を行った。しかし、高校進学変化率の上昇地域と減少地域だけで事例比較をすることで、金銭的援助以外に関係性が高い変数が見つかるかもしれない。

3においては、役割領域が狭い非金銭的援助施策を始めとした本研究で扱った非金銭的援助施策以外の変数と高校進学変化率の効果を検証する必要性を考えたためである。各都道府県で実施されている施策を見ると、スクールソーシャルワーカーなど本研究で言及したもの以外にも様々な策が講じられていた。ゆえに再精査をして、非金銭的援助の有効性を再検討してほしい。

4については、生活保護世帯の高校進学者が本当に貧困の連鎖から脱しているか否かを検証する必要があると考える。本稿では、先行研究を下に貧困の連鎖は世帯の経済・労働状況から生じる学力差によって生まれるものと仮定し、高校進学変化率を従属変数と設定した。しかし、高校進学と貧困連鎖からの脱出の関係性は検証していないため、本稿の内容により

正確性を持たせるためにも必要と考えられる。

以上を踏まえて、今後の研究においては上記 4 点を検討し、子どもの貧困連鎖の打開策 を探っていくことが求められるのではないだろうか。

7. 参考文献

- 明坂弥香・伊藤由樹子・大竹文雄.2017.「日本の子どもの貧困分析」『ESRI Discussion Paper No.337』.
- 伊藤美奈子・中村健. 1998. 「学校現場へのスクールカウンセラー導入についての意識調査 一中学校教師とカウンセラーを対象に」『教育心理学研究』 46 (2): 121-130.
- 加藤健太郎・千葉稜弥. 2019. 「子どもの貧困に関する実証研究―教育からみた相対的貧困の解決」中央大学 WEST 論文研究発表会.
- 斎藤知洋.2016.「子どもの貧困と中学生の進路希望・教育期待—JLPS-Jを用いた分析」『東京大学社会科学研究所パネル調査プロジェクトディスカッションペーパーシリーズ』98.
- 佐野晋平・川本貴哲. 2014. 「奨学金の制度変更が進学行動に与える影響」『RIETI Discussion Paper』 Series 14-J-037.
- 鈴木孝弘・田辺和俊. 2019.「都道府県別の子どもの貧困率の要因分析」『現代社会研究』 2019 (17): 53-61.
- 武井倫子・水野康樹・市川哲・西口利文. 2012. 「スクールカウンセラーは学校での相談活動において、どのような問題点・不満を抱えているか―スクールカウンセラーの視点からみた問題点」『鈴鹿国際大学紀要 CAMPANA』19: 81-93.
- 千葉美重子.2011.「スクールカウンセラーの発達支援に関する実証的研究—スクールカウンセリングに関する発達臨床心理学的アプローチー」『総合研究所年報』22: 41-48.
- 戸室健作. 2016. 「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」『山形大学人文学研究年報』13: 33-35.
- 野崎華世・樋口美雄・中室牧子・妹尾渉. 2018. 「親の所得・家庭環境と子どもの学力の関係—国際比較を考慮に入れて」『NIER Discussion Paper Series No.008』.
- 村尾政樹・末富芳・末富教育学演習ゼミ・あすのば. 2015. 「子どもの貧困対策計画の策定状況に関する調査結果」http://usnova.sakura.ne.jp/report_20151208.pdf (最終アクセス: 2020 年 10 月 24 日)
- 厚生労働省社会・援護局. 2017. 「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html (最終アクセス: 2020年10月24日)
- 文部科学省「子どもの貧困対策の推進に係る取組」(最終アクセス: 2020 年 10 月 24 日) https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kodomo-hinkontaisaku/1369104.htm(最終ア

クセス:2020年10月24日)

山梨県. 2016. 「やまなし子ども貧困対策推進計画」

https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/documents/kodomonohinkonkeikaku.pdf(最終アクセス: 2020 年 10 月 24 日)

高知県. 2016. 「高知家の子どもの貧困対策推進計画」

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/files/2017042100016/hinkonkeikaku-h28.pdf(最終アクセス: 2020 年 10 月 24 日)

群馬県. 2016. 「群馬県子どもの貧困対策推進計画」

https://www.pref.gunma.jp/contents/000370420.pdf (最終アクセス:2020 年 10 月 24 日)

長崎県. 2016. 「長崎県子どもの貧困対策推進方針」

https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/10/1601875802.pdf (最終アクセス: 2020

年10月24日)

青森県. 2016. 「青森県子どもの貧困対策推進計画」

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/files/01_keikaku.pdf(最終アクセス:2020年10月24日)

愛知県東海市.2018.「家庭教育講座」

http://www.city.tokai.aichi.jp/8011.htm (最終アクセス:2020年10月24日)

静岡県島田市.2020/1/8.「社会教育講座」

https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi-docs/syakai_kouza.html (最終アクセス: 2020 年 10 月 24 日)

花岡隼人. 2017. 「「子どもの貧困」は約 43 兆円の所得を吹き飛ばす」『東洋経済 ONLINE』 https://toyokeizai.net/articles/-/159180?page=4(最終アクセス: 2020 年 10 月 24 日)